

奈良県告示第三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大塚土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年四月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	乾 敏之	北葛城郡広陵町大字大塚一六二三
〃	坂野 正	〃
〃	坂野 元哉	〃
〃	細井 博文	〃
〃	岡本 成由	〃
〃	塚本 吉則	〃
〃	塚本 義久	〃
〃	小原 安夫	〃
〃	西川 博之	〃
〃	植田 宗宏	香芝市高山台三丁目二三―四
監事	山本 悦雄	北葛城郡広陵町大字大塚七三三
〃	乾 善弘	〃
〃	雛谷 利彦	〃
〃	上村 敏彦	〃

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	塚本 吉則	北葛城郡広陵町大字大塚六九六
〃	乾 敏之	〃
〃	坂野 正	〃
〃	坂野 元哉	〃
〃	細井 博文	〃
〃	岡本 成由	〃
〃	塚本 義久	〃
〃	小原 安夫	〃

” ” ” 監事 ” ”
上村 雛谷 乾 山本 植田 西川
敏彦 利彦 善弘 悦雄 宗宏 博之

” ” ” ” ” ”
四九六 九六三一 六二二一二 北葛城郡広陵町大字大塚七三三 香芝市高山台三丁目二三一四 六二九